

柏市マンション管理計画認定制度事務取扱要領

制定 令和 5年 7月10日

施行 令和 5年 7月10日

1 趣旨

この要領は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）の規定に基づくマンションの管理に関する計画の認定等の実施にあたり、法、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の3に基づくマンションの管理計画認定制度に関する事務ガイドライン（令和3年11月国土交通省）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション 法第2条第1号に規定するものをいう。
- (2) 管理組合 法第2条第3号に規定する団体又は法人をいう。
- (3) 管理者等 法第2条第4号に規定する管理者又は理事をいう。
- (4) 管理計画 法第5条の3第1項に規定するマンションの管理に関する計画をいう。
- (5) 認定管理者等 法第5条の5に規定する者をいう。
- (6) 管理計画認定マンション 法第5条の8に規定するマンションをいう。
- (7) 公益財団法人マンション管理センター 法第91条に規定する法人をいう。
- (8) 管理計画認定手続支援サービス 前号の法人が法第5条

の3第1項の規定に基づくマンションの管理計画の認定申請
手続を円滑化するとともに、認定基準への適合状況を確認す
るために提供する一連のシステムをいう。

3 管理計画認定手続支援サービス

管理組合の管理者等による管理計画の認定に係る申請の円滑化
及び柏市における審査事務負担の軽減を図るため、管理計画の認
定及び認定の更新に係る申請手続きは、公益財団法人マンション
管理センターによる管理計画認定手続支援サービスを利用するこ
ととする。

4 管理計画の認定の申請

管理組合の管理者等は、法第5条の3第1項の規定による申請
をしようとするときは、省令第1条の2第1項に規定する認定申
請書により、管理計画認定手続支援サービスによるインターネッ
ト上の電子システムにて市長に提出するものとする。

5 市長が必要と認める書類

省令第1条の2第1項に規定する計画作成都道府県知事等が必
要と認める書類は、公益財団法人マンション管理センターが発行
する事前確認適合証とする。

6 管理計画の認定

市長は、第4項の申請が法第5条の4各号に規定する基準に適
合している認めるときは、認定を行うものとし、省令第1条の6
に規定する認定通知書により、当該申請をした者に通知するもの
とする。

7 管理計画の認定の更新の申請

前3項の規定は、法第5条の6第1項の規定による認定の更新
について準用する。この場合において第4項中「省令第1条の2
第1項に規定する認定申請書」とあるのは「省令第1条の7第1
項に規定する認定更新申請書」と、第6項中「省令第1条の6に
規定する認定通知書」とあるのは「省令第1条の8に規定する認
定更新通知書」とそれぞれ読み替えるものとする。

8 管理計画の変更の認定の申請

認定管理者等は、法第5条の7第1項の規定による管理計画の
変更（省令第1条の9に規定する軽微な変更を除く。）の認定の申

請をしようとするときは、省令第1条の10に規定する変更認定申請書に省令第1条の2第1項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付して、市長に提出するものとする。

9 管理計画の変更の認定

市長は、前項の申請が法第5条の4各号に規定する基準に適合している認めるときは、変更の認定を行うものとし、省令第1条の11に規定する変更認定通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

10 申請の取下げ

第8項による申請を行った認定管理者等が、市長の変更の認定を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届(第1号様式)により、市長へ提出するものとする。

11 報告の徴収

市長は、法第5条の8の規定により管理計画認定マンションの管理の状況について認定管理者等に報告を求めるときは、管理計画認定マンション管理状況報告依頼書(第2号様式)により認定管理者等へ通知するものとし、認定管理者等は、当該報告依頼書に基づき報告するときには、管理計画認定マンション管理状況報告書(第3号様式)により、市長へ報告するものとする。

12 改善命令

市長は、法第5条の9の規定により改善に必要な措置を命ずるときは、管理計画認定マンション改善命令書(第4号様式)により認定管理者等へ命ずるものとし、認定管理者等は、当該改善命令書に基づき改善措置を実施したときは、管理計画認定マンション改善措置報告書(第5号様式)により、市長へ報告するものとする。

13 管理の取りやめ

認定管理者等は、マンションについて認定管理計画に基づく管理計画認定マンションとしての管理を取りやめる旨の申し出をするときは、取りやめ申出書(第6号様式)に当該管理の取りやめを決議した集会の議事録の写し、省令第1条の6に規定する認定通知書又は省令第1条の8に規定する認定更新通知書、及び省令第1条の11に規定する変更認定通知書(第9項に掲げる変更認

定通知を受けている場合に限る。)を添えて、市長へ提出するものとする。

1 4 管理計画の認定の取消し

市長は、法第5条の10第1項の規定により認定を取り消したときは、法第5条の10第2項の規定の基づき、認定取消通知書(第7号様式)によりに認定管理者等であった者に通知するものとする。

1 5 補則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 5年 7月10日から施行する。